

岩手県医療局管理規程第3号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

岩手県医療局長 佐々木 信

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																							
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定病院 医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>第4条第27項第24号</u>の表の左欄に掲げる病院をいう。</p> <p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、次の各号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病院における代決</p>		<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定病院 医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>第4条第28項第24号</u>の表の左欄に掲げる病院をいう。</p> <p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、次の各号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病院における代決</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>院長</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室、地域生活支援連携室及び診療情報管理室並び</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	院長	[略]		診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室、地域生活支援連携室及び診療情報管理室並び			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>院長</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	院長	[略]		診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医		
決裁権者	代決権者																								
	第1順位者	第2順位者																							
院長	[略]																								
診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室、地域生活支援連携室及び診療情報管理室並び																									
決裁権者	代決権者																								
	第1順位者	第2順位者																							
院長	[略]																								
診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医																									

に救命救急センター (以下「診療部等」 という。)の所掌す る事務
[略]

[略]

[略]

(3) [略]

(病院の長の専決事項)

第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第27項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあっては、第7号及び第8号に掲げるものを除く。

(1)～(12) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の長は、組織規程第4条第27項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る前項第7号及び第8号に掲げる事項を専決することができる。

3 [略]

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第27項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあっては、第6号、第7号、第9号、第11号、第13号及び第20号に掲げるものを除く。

(1)～(11) [略]

(12) 利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金を徴収すること。ただし、組織規程第4条第27項第24号の右欄に掲げる病院の事務局長にあっては、診療契約に係る利用料等(別に定めるものを除く。)及び労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条第1項ただし書の規定に基づき控除することとされているもの(以下「診療契約利用料等」という。)の徴収を除く。

(13)～(22) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の事務局長は、組織規程第4条第27項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る前項第6号、第7号、第9号、第11号、第12号(診療契約利用料等に係るものに限る。)、第13号及び第20号に掲げる事項を専決することができる。

3・4 [略]

師事務支援室並びに 救命救急センター(以下「診療部等」という。)の所掌する事務
[略]

[略]

[略]

(3) [略]

(病院の長の専決事項)

第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第28項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあっては、第7号及び第8号に掲げるものを除く。

(1)～(12) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の長は、組織規程第4条第28項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る前項第7号及び第8号に掲げる事項を専決することができる。

3 [略]

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第28項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあっては、第6号、第7号、第9号、第11号、第13号及び第20号に掲げるものを除く。

(1)～(11) [略]

(12) 利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金を徴収すること。ただし、組織規程第4条第28項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあっては、診療契約に係る利用料等(別に定めるものを除く。)及び労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条第1項ただし書の規定に基づき控除することとされているもの(以下「診療契約利用料等」という。)の徴収を除く。

(13)～(22) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の事務局長は、組織規程第4条第28項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る前項第6号、第7号、第9号、第11号、第12号(診療契約利用料等に係るものに限る。)、第13号及び第20号に掲げる事項を専決することができる。

3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。